

○内閣府令第 号
農林水産省

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の六十六第一項第七号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条の二第一項第七号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第十号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

農林水産大臣 鈴木 憲和

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(専門子会社の業務等) 第三十四条 「略」 〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十七号第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一条に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社</p> <p>九〇十一 「略」</p> <p>7 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める要件は、農業協同組合連合会又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号の事業計画の作成に前項第十号イからトまでのいずれかに</p> | <p>(専門子会社の業務等) 第三十四条 「同上」 〔2〕5 同上〕</p> <p>6 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>八〇十 「同上」</p> <p>7 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定める要件は、農業協同組合連合会又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに</p> |

該当するものが関与していること。

8 法第十一条の六十六第一項第八号の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

〔9〕17 略〕

18 法第十一条の二第三項の規定は、第六項第十号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第四十四条 法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十八条第一項第七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

該当するものが関与していること。

8 「同上」

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

〔9〕17 同上〕

18 法第十一条の二第三項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第四十四条 「同上」

| | |
|---|---|
| <p>一 [略]</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第三十四条第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>[2]5 略</p> | <p>一 [同上]</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第三十四条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>[2]5 同上</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(連合会の子会社となる専門子会社の業務等) 第二十七条 「略」</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第八十七条の二第二項第七号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>〔一〕七 略〕</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社</p> <p>九 十一 略〕</p> <p>7 法第八十七条の二第二項第七号の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 略〕</p> | <p>(連合会の子会社となる専門子会社の業務等) 第二十七条 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 法第八十七条の二第二項第七号(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>〔一〕七 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>八 十 同上〕</p> <p>7 法第八十七条の二第二項第七号の主務省令で定める要件は、連合会又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 同上〕</p> |

二 前号の事業計画の作成に前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

8 法第八十七条の二第一項第八号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十二項において同じ。）の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

「9～19 略」

20 法第十一条の八第三項の規定は、第六項第十号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第三十七条 法第八十七条の三第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

8 「同上」

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

「9～19 同上」

20 法第十一条の八第三項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）第十二項、第十三項及び第十六項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第三十七条 「同上」

| | |
|---|---|
| <p>会社（連合会の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十一條第一項第七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、<u>第二十七條第六項第十号イ</u>からトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>〔2〕5 略〕</p> | <p>一 「同上」</p> <p>二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、<u>第二十七條第六項第九号イ</u>からトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第三条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(外国における従たる事務所の設置等の認可の申請) 第二条 「略」</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第十号ト、第九十六条、第百条、第百条の二及び第百条の三の三第一項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分に該当するものであること</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(外国における従たる事務所の設置等の認可の申請) 第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条、第百条の二及び第百条の三の三第一項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分に該当するものであること</p> |

。 [二・三 略]

(専門子会社の業務等)

第九十五条 [略]

[2~4 略]

5 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。

[一~七 略]

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社

九~十一 [略]

6 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 [略]

二 前号の事業計画の作成に前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

。 [二・三 同上]

(専門子会社の業務等)

第九十五条 [同上]

[2~4 同上]

5 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。

[一~七 同上]

[号を加える。]

八~十 [同上]

6 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 [同上]

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

7 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 〔略〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

〔8〕14 略〕

15 法第二十四条第五項の規定は、第五項第十号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第四百四条の二 法第七十三条第八項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十条第一項第二十一号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 〔略〕

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の

7 〔同上〕

一 〔同上〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

〔8〕14 同上〕

15 法第二十四条第五項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第四百四条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の

| | |
|---|--|
| <p>地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、<u>第九十五条第五項第十号イ</u>からトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>〔2〕5 略</p> | <p>地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、<u>第九十五条第五項第九号イ</u>からトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社</p> <p>〔2〕5 同上</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

附 則

この命令は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。